

# 《源順伝》断章

——晩年の文人順をめぐる—— (1) ——

神野藤昭夫

前稿までに、安和の変前後にいたる順の官人としての履歴・文人としての事績について検討を加えてきた。順序からすれば、次に歌人としての順の側面について検討する予定であったが、さきに安和の変以降の順の文人としての履歴を中心に、官人としての履歴をも視野に入れながら、その晩年の伝記資料についての基礎的な考証を試みることにしたい。<sup>(注1)</sup>

本稿では、次の三つの作品をめぐる諸問題に検討を加えることにする。

- (1) 秋日遊白河院。同賦秋花逐露開。〔本朝文粹〕卷十一 詩序四 草
- (2) 後二月遊白河院。同賦花影泛春池。応教。〔本朝文粹〕卷十 詩序三 木
- (3) 九月尽日。於仏性院。惜秋。〔本朝文粹〕卷八 詩序一 時節

(1) 秋日遊白河院。同賦秋花逐露開。〔本朝文粹〕卷十一）  
天祿二年（九七二）の秋に、藤原濟時が白河院の前主師尹の遺徳とその宴遊をしのんで、源延光・保光らを招いて催した宴に陪席し、「秋花逐露開」の詩序を草した。順六一歳の年である。

その詩序の大意は、次のようである。

白河院は、亡き左相府（左大臣）の山荘である。大臣が亡くなられてからというものの、雑草はのびるまま、柳は愁いの眉をおび、二年の春がむなしく暮れ、遣水の流れの石はかなしみの咽び声をあげて、いま三廻り目の秋がたけなわになろうとしている。このときにあたり、左武衛藤相公（参議左兵衛督）は、大臣の残された徳をしのび、風光のすぐれたこの地への旧遊を慕って、詹事納言（中納言春宮大志 尚書相公（参議大尹）とともに、すだれのとばりを巻き上

げ、筆硯を用意して、公務の暇に遊覧を楽しまれた。

ここに晝の露をおいもとめて咲く花がある。軽いはなびら、細い花芯が、ゆたかな露を待ちうけ、あらそって花開いた。むらさき(古代巻)の菊、くれないの蘭の花が露のしずくに誘われ咲きみだれている。露をおびた花はあざやかさを増し、花に滴る露が鶴を驚かすありさまになると、露はまだ霜とならないのに、軒にのぼる白い翼の鶴はこころおちつかず、花はますます散って、蜀江でさらした錦さながらに、はなびらは空しく散り敷いてしとねとなる。

この院のすばらしさは、三代つづけてその主が尊く、四季をつうじて常に奥深く人や馬の列のたえない光景が簾の下に望まれ、東を振りかえると、林間には堤がうつくしく望まれ、朱色の欄干の前ではむらさきの鴛鴦や白い鷗たちが遊んでいる。ただ秋の草がふるい庭の露のおかげで花開き、冬の寒さにたえる松が幽境の風の音色を響かせるばかりではないのである。その美の十分の一ほども伝えたいと願うばかり、というわけである。

右の詩序は、白河院で左大臣をしのぶ宴遊が催されるようになった経緯、露をおいもとめて咲く秋の花の美しさ、白河院のすばらしい景観を述べることを内容としているが、はじめに本詩序の成立年時についてかんがえてみよう。

結論をさきに行くと、本詩序の成立は、天禄二年(九七二)八月十四日と推定される。

「白河院者。故左相府之山荘也」とあり、その「左相府」が亡く

なつて二年の春が空しく暮れ、三廻り目の秋がまたけなわになろうとしているという。この「左相府」とは、はやく柿村重松(本朝文粹註釈下冊)が指摘するように、左大臣藤原師尹のこととみてよい。師尹は、安和二年(九六九)十月十五日に五〇歳で亡くなつて(注2)いるから、この年は天禄二年(九七二)ということになる。

ところで、正保版歌仙家集本の『元輔集』、『私家集大成』第一巻所収)には

(a) 天徳二年八月、白河の院、権大納言源朝臣、右大将藤原朝臣  
なとまかりて、秋の花露など思ひひらくといふたいをよみて  
侍しに

ほころひて花咲きにけり藤はかま匂ひをむすふ露にまかせて  
という記事がみえる。また書陵部蔵三十六人集中の『元輔集』(『私家集大成』第一巻所収)には

(b) 天とく二年八月十四日、大納言源のあそん、右大将ふちはら  
のあそん本のまゝ、  
ほころひてはなさきにけり藤はかまにほひをむすふつゆにまか

せて  
とある。

いまこの記事にしたがって、「権大納言源朝臣」と「右大将藤原朝臣」を調べてみると、天徳二年(九五八)当時、大納言には源高明があり、右大将には中納言藤原師尹があつたことを知りうる。だが、(a)の歌仙家集本のように源朝臣が「権大納言」であつたとすれば、この年に権大納言であつた者はいない。ただし、(b)の書陵部蔵

三十六人集本の記事によれば、高明と師尹というとりあわせの自然さ(のちの安和の変では、師尹が黒幕であったと伝える)はともあれ、(a)の歌仙家集本の疑問は解消することになる。

ところで、『大日本史料』(第一編之十三)では、師尹の記事の一環として、この記事を書陵部蔵桂宮甲本によって掲出している。

(c) 天徳二年八月十四日、白河院、故大納言源朝臣・右大将藤原朝臣なとまかりて、秋の花の露をよひてひろくといふ事をよみ待しに

ほころひて花咲にけりふちはかまにはひをむすぶ露にまかせて  
(c)の桂宮甲本の年時は、(a)歌仙家集本と(b)三十六人集本とをあわせたかたちになっている。「権大納言」が「故大納言」となっているが、「故大納言」とすれば、その呼称は『元輔集』の成立時期の呼称の反映とみられることになる。

さて、場所が白河院であり、このときの題が「秋の花露なと思ひひろく」(a)あるいは「秋の花の露をよひてひろく」(c)であるのは、白河院において「秋花逐露開」を詩題として催された本詩序の伝える遊興と重ならないであろうか。

元輔が詠んでいるふじばかまは、蘭の異名であって、本詩序にも言及するところであった。

じつは、「天徳二年(九五八)」とあるのは「天禄二年」の誤りではないか。

すると「権大納言源朝臣」あるいは「故大納言源朝臣」および「右大将藤原朝臣」に矛盾なく比定できる存在があるかどうかが問

題になってくるが、この二人は源延光および藤原済時であると推定することによって問題は解消する。

「故大納言」という呼称は、『元輔集』の成立時期を反映したものと考えるはかないし、天徳二年に権大納言がいな以上、のちの呼称の反映と解釈するほかないだろう。

さて源延光は、天延三年(九七五)正月廿六日に権大納言に任じられている。世に枇杷大納言と呼ばれるが、貞元元年(九七六)六月十四日に亡くなっている。ところで済時は、貞元二年(九七七)十月十一日に右大将となり、長徳元年(九九五)四月廿三日に大将を辞し、同日に世を去っている。

済時の任右大将は、延光の没後であるから、両者が生前、権大納言、右大将と併称された期間はない。ただし、済時の任右大将以降であれば、すでに故人である延光を権大納言と呼んで、両者を併称する可能性はなくもないが、「権大納言」の呼称には疑念が残る。

これにたいし「故大納言」とする詞書はこの場合適切であるように思われる。この呼称によれば、延光没後の天延三年以降、および済時の任右大将の貞元二年(九七七)以降、その生前である長徳元年(九五五)以前の呼称の反映として把握できるのである。<sup>(注3)</sup>

いささか煩瑣ではあったが、こうした経緯をふまえるならば、本詩序は、天禄二年(九七二)八月十四日の成立と推定できることになるであろう。

なお、この記事によれば、本席においては、詩だけではなく同じ詩題による和歌の詠作もあったことに注目しておいてよい。

次に、本詩宴に参加した人々についてかんがえてみたい。

本詩序に登場する人物については、次項(2)の詩序に登場する人物とともに、すでに後藤昭雄氏によって周到な考証が加えられており、従うべきであるが、あらためて確認するならば、次のようになる。

① 左武衛藤相公(左兵衛督・参議) 藤原濟時 三二歳

② 詹事納言 (春宮大夫・中納言) 源 延光 四五歳

③ 尚書相公 (右大弁・参議) 源 保光 四八歳

①の濟時は、安和三年(九七〇)八月五日に、「任参議、左兵衛督如元」(『公卿補任』)とあるように、この年の前年三〇歳で参議になつたばかりである。父の師尹は、安和の変の黒幕のひとりとみなされてゐるが、その父も左大臣になつてまもなく世を去つてしまつた(安和二年〔九六九〕十月十五日五〇歳)わけで、当時濟時は右中将になつたばかりであつた。後楯は失つたものの、いまようやく台閣の一員となりえた頃のこととなる。

この詩序は「白河院者。故左相府之山莊也」と書きだされ、「恋尊閣之遺徳。慕勝地之旧遊」とあつたが、師尹と白河院に関する記事としては、

安和二年二月五日、一条の大まうちきみのしらかはの院にて、ねの日しはへりしよみはへりし

わかになつむねの日のまつのちよのかけすみつるこやにしらかはのなみ

〔安和二年七月〕七日壬子。左大臣於白川家有七夕宴。

〔日本紀略〕

などを見出すことができる。これらは詩序がいうところの「旧遊」に類するものとみることができるともに安和二年の記事であるが、師尹はこの年の十月十五日に死去してゐるわけであつた。

こうしてみると、濟時側からは、この前年に公卿の仲間入りをはたし、一昨年に世を去つた父左大臣を追慕して、その曾遊の地で遊興の宴を催すという内的契機を想定することができるように思われる。

ところで、濟時と延光・保光とはどのような関係がかんがえられるか。

『大鏡』は、濟時の北の方が「枇杷の大納言延光のむすめ」であつたと述べており、ここにこの宴席に延光・保光兄弟が席を連ねてゐる理由をもとめることができる。ただし、この時点において、濟時がすでに延光の女婿であつたかどうか確認しておく必要があるだろう。

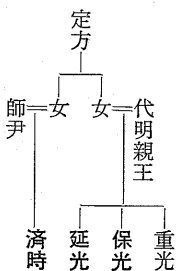
『大鏡』は、ふたりの間には、男二人女二人があつたことを記すが、女君のひとり、三条院の宣耀殿女御であつた姫子である。男は、相任と通任のふたりだが、『公卿補任』(寛弘八年の条)に「母権大納言延光卿女」と注する通任の出生は、天延元年(九七三)となる。姫子は、正暦二年に東宮(居貞)のもとに参上したとき「十九ばかりにおはしますべし」(『栄花物語』巻四、みはてぬゆめ)とある。逆算すると、通任と同年の出生となるから、十九には達してゐなかつたとみうるのではないか。ところで、兄相任の出生は不明だが、

それより遡り、天禄初年ころの出生と推測が可能である。したがって、この遊興があった時点で、すでに済時は延光の女婿であったことが確かめられることになる。

さらに、済時と延光・保光兄弟とを繋ぐもうひとつのリンクを見出すことができる。

それは、済時の母が右大臣定方女であり、延光の母もまた定方女であったことである。すなわち、「系図1」でみるように、両者は従兄弟同士にあたる。代明親王室と師尹室とが、同母であったかどうかは不明であるが、③の項で詳しく論証するように、延光兄弟は、幼くして母と死別し、定方邸で成長したのである。定方女たちは、叔母にあたるわけではあるが、普通の血縁関係以上の親しみが伏在していたことが想像される。この面からも、延光が済時を積極的に支援する理由がかんがえられるのである。

〔系図1〕



済時は、とくに延光との間に、強固な個人的関係が取り結ばれており、延光が済時を積極的にバックアップするだけの事情があったわけである。

③の保光は、代明親王の二男で、延光の兄にあたり、桃園中納言

とよばれた人である。右の論の推移からすれば、保光の出席は、縁戚に連なるからということになるが、そればかりではない。

保光は、長徳元年（九九五）五月九日に七二歳で亡くなっているが、『公卿補任』によれば、天曆五年（九五二）に及第し、文章生になっっている。その後の官途も、文章生あがりの榮達コースを歩んでいるといっってよい。長男の重光、三男の延光とともに三光とよばれた名臣（『中歴』）だが、閩歴をみるに、文章道の出身は保光だけであったようだ。いま保光は右大弁の任にあり、属文の卿相としてこの場にふさわしい存在でもあるわけであった。<sup>（注5）</sup>

こうしてみると、この白河院の遊宴が、済時を中心に、私的関係を軸として催されたものであることが明らかに becoming くる。

ところで、このほかに、この遊宴に参加したと思われる文人に、橘正通がある。すなわち『和漢兼作集』（秋部上）に

秋花逐露開

橘正通

紫蘭懸影珠相似 紅權濯句錦不知

とあるのは、この時の作品とみることができる。

正通は、順の弟子であり、すでにみたように、元輔も出席していたが、彼もまた順とは懇意の仲であったわけであって、済時を支える人々を中心に、文人や歌人らが、詩や和歌を詠進しあった様子うかがわれる。

ところで、白河院は「三代伝而其主皆貴」という。三代とは師輔―師尹―済時の三代をさすとみられるが、ここの措辞は次の「四時

移而其地常幽」と対句をなしているので、白河院が師輔から始まるということではない。

白河院は藤原良房が別業をいとなんで以来、藤原氏の別業として伝領されてきたところである。基経・忠平以下に伝領され、のち道長・頼通の手をへて、頼通の嫡男師実が白河天皇に献上し、承保二年（一〇七五）に法勝寺が造営されることになる。これが、白河院の小史である。

白河の地は、京都の東北部の賀茂川の左岸一帯をいう。比叡山と如意ヶ岳の間の山麓から発する白川の扇状地に発達した地であって、山谷に花崗岩が多く、その白く美しいことから白川の名があると伝える。詩序に「其地常幽、南望則有関路之長、行人征馬駱駝於翠簾之下」とある一節は、白河院が京都から近江国に至る幹線道路であったいわゆる逢坂越の道近くにあったことをうかがわせている。康平三年（一〇六〇）十一月廿六日、ときの関白頼通は、大僧正明尊の九十賀を白河院で行ったが、文章博士菅原定義『『更級日記』の著者の兄弟にあたる』の文中にも、

斯地之為レ體也。関路前横。遐縣遠貢之跡来往。林池旁妙。琪

樹碧巖之勢幽奇。風流之美。冠絶天下二矣。

とみえ、白河院から「関路」が望まれたことがわかる。

なお、

南に望めばすなはち関路の長さあり 行人征馬翠簾の下に駱駝

す

東に顧みればまた林塘の妙なるあり 紫鸞白鷗朱檻の前に逍遙

す

の一節は、『和漢朗詠集』（巻下 山家）に収載されている。

以上、本詩序の成立が天禄三年（九七二）八月十四日に特定できるらしいこと、済時の父左大臣師尹を追慕する遊宴としての契機をもつこと、若い済時を縁戚に繋がる延光と保光が支えていること、さらにこの詩宴に参加した文人や白河院について述べた。

(2) 後二月遊白河院。同賦花影泛春池。応教。〔本朝文粹〕巻第十、天禄三年（九七二）閏二月、藤原済時の白河院に朝成・延光・文範・重光・済敏・保光ら公卿・殿上人が院の桜を賞でる宴に陪席し、「花影泛春池」の詩序を草した。順六二歳の年である。

はじめにその詩序の大意を示しておく。

そもそも年に必ずしも閏月があるわけではない。閏月は必ずしも春にあるわけではない。ところが今年は閏月が二月にあるのだ。花鳥とともに時を得た春というべきではないか。しかも都のひとびとの論ずるところ、花は白河院がいちばんだという。その理由はなにか。花の色には濃いものと淡いものがあり、花びらにはその数の多いものと少ないものがある。その色の濃いものは、春の夕ばえに照り映えて、花の色はますます艶やかさをまし、その花びらの多いものは、春の風にもなお吹き残る。

こうしたひとびとの評判は、公卿の方々の耳にも達するところと

なつて、ここに、大長秋（中宮大夫）・左監門（衛門督）・戸部尚書（民部卿）の三人の納言、右武衛（右兵衛督）・執金吾（衛門督）・左大尚書（左大弁）の三人の参議、それに時のすぐれた大夫（殿上人）のなかで、和漢の詩歌につうじ、音楽に堪能な身分高い方々が、あるいは宮中から、あるいは自宅から、次から次に道に連なつて訪ねてきた。この主人は、左武衛藤相公（参議左兵衛督）である。主は、箏を弾ずることに巧みで、文を作ることに長けており、まことに春二月の主というにふさわしい。

時に花の香りが春の院のうちを満たし、花の影が春の池の水面に映っている。白河の名はその名をとつて、緑なす堤に打ち寄せる波に与えたいほどである。花が映じて雪のように白い池の面を軽やかに舟の棹が穿つてゆくありさまは、あの王子猶が、興にまかせて剡県にすむ載安道を訪ねてゆく光景さながらだし、小さな橋の下の水面に、紅の花が映じるありさまはあの成都の錦をあらうならわしきながらではないか。まったく池に映る花の影と樹上に咲く花と、いったいどちらがまことなのか、識別しがたい。

私順は才乏しく、年老いて、雪のように白くなつた髪をようやくよくに梳ることができるとばかりである。国司の任を離れて二年、貧しさに家は荒れほうだいのありさま。ただ病のち這うようにして、幸いにこの席に侍ることができた。酔いに誇つて、人に生まれ男に生まれ長生きのできる三楽のあまりにこう歌う、というわけである。

さて、本詩序の成立は、「後二月」「今年閏在二月」とある記事に

よつて、天禄三年（九七二）と推定することができる。「秩龍二年」とあるが、順は康保四年（九六七）正月に和泉守に任じられている（『歌仙伝』）から、天禄二年（九七一）正月で秩滿ちていることになる。以来二年とみてよく、この点からも符合する。

詩序は、白河院の桜花のすばらしさを語ることからはじめ、その花をめでて参集した卿相と、迎える主をほめたたえ、池に映ずる花影の美しさを表現し、この遊宴の席に連なることができる幸いを述べることを内容としている。

白河院の主が、藤原濟時であることは、前項で述べたところ。ここでは、濟時が「善彈箏能翫筆、誠花月之主」であるという。遊宴の主権者を讃える過褒ともみられようが、それなりに証拠をあげることの可能な記述でもある。

まず「善彈箏」であるが、『大鏡』に濟時の人柄について、「この大將は、父おとどよりも、御心さまわづらはしく、くせぐせしきおぼえまさりて、あまり名聞になどぞおはせし」と語る。やや狷介で、もつたいぶつた人柄であつたように伝えているが、そこで具体的にあげられている逸話のひとつは、彼は琴の名手であるものめつたなことで弾かず、たまたま弾いても「物ひとつばかりかきあはせなど」する程度でやめてしまったことであり、それが非難されているのであつた。『秦箏相承血脉』によると、秦箏の系譜は、村上天皇から濟時へ、濟時から娥子へとたどれることになっている。

次に「能翫筆」であるが、これが過褒ではなく、濟時の属文の卿

相の一面を掘り起こし、裏づけられたのが、後藤氏の論である。<sup>(注8)</sup>詳しくは後藤氏の論に譲ることにした。

では、この詩宴は、属文の卿相済時の主導権のもとに、開催されたもの、とみてよいのだろうか。次にこの点について検討を加えてみよう。

はじめに本詩序に登場する人々の一覧表を作成してみると、次のようになる(年齢は『公卿補任』による)。

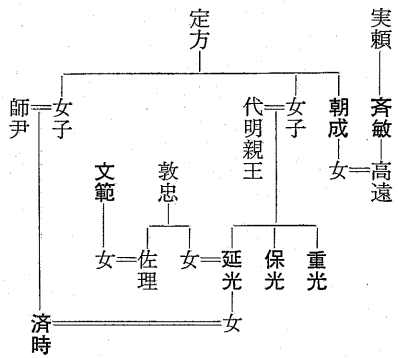
- ① 太長秋納言 (中宮大夫・中納言) 藤原朝成 五六歳
- ② 左監門納言 (左衛門督・中納言) 源延光 四六歳
- ③ 戸部尚書納言 (民部卿・中納言) 藤原文範 六四歳
- ④ 右武衛相公 (右兵衛督・参議) 源重光 五〇歳
- ⑤ 執金吾相公 (衛門督・参議) 藤原齐敏 四五歳
- ⑥ 左大尚書相公 (左大弁・参議) 源保光 四九歳
- ⑦ 左武衛藤相公 (左兵衛督・参議) 藤原济時 三二歳

これらの人々は、詩宴の主催者であり、年齢的には格段に若い。済時とどのような関係にあるか。これについても、後藤氏によって、縁戚関係というコードの伏在することが読み解かれている。いまだ後藤氏の示された系図を引用すれば、『系図2』のとおりである。

ここでは、さらに一步すすめて、この縁戚関係というコードの特色をかながえてみることにしたい。

まず、検証作業として、この詩宴に連なった人々の縁戚関係が、天禄三年(九七二)の時点で成立していたものかどうか確認しておく。

〔系図2〕



济時と延光の女との結婚については、前項(1)で検討したように、確認できるとみてよい。

高遠と朝成女の結婚はどうであろうか。高遠は、齐敏の長男である『大鏡』が、『尊卑分脈』によれば、長和二年(一〇一三)五月十一日に六五歳で亡くなっている。したがって今年天禄三年(九七二)には、二四歳であった。朝成女との結婚を想定して不自然ではない。

次に、敦忠の息佐理と、文範女との結婚はどうであろうか。これは、済時とは一代上の結婚とみてよいから、問題ないであろう。この佐理は、能筆家であった佐理とは別人である。康保四年(九六七)七月に出家して真覚と名を改めている。その間のことは『蜻蛉



日記」上巻に「上にさぶらひし兵衛佐、まだ年も若く、思ふことありげもなきに、親をも妻をもうち捨てて、山にはひのぼりて、法師になりけり。あないみじとののしり、あはれといふほどに、妻はまた尼になりぬと聞く。さきさきなども文通はしなどする仲にて、いとあはれにあさましきことをとぶらふ」と出ている。「親」とは、明子のこと、出家した「妻」とは、文範女のことであろう。ともあれ、真覚は、天禄三年（九七二）には、すでに比叡山にあったことになる。

ところで、佐理の兄に、藤原佐時がいる。この佐時のために、母明子が、天延四年（九七六）二月に、自分の従四位上の位を停めて、位一階を加えてほしいと願いでた文書が、「請殊蒙天恩。因准前例。被停所帶爵。令男右少弁佐時臣加一階状」（『本朝文粹』巻六・『朝野群載』巻九）なのであった。これを書いたのが源順なのである（③項参照）。

以上で、この詩宴に参加した人々が、この時点ですでに縁戚関係にあったことが検証されたことになる。

次に、この縁戚関係の要にあったのは誰かという点に注目してみよう。

一見して明らかのように、この系図の中心に位置するのは、済時ではなく、延光である。主催者である済時を、いわば縁戚の要とする人々が参集しているというより、延光に繋がる人々が、若い済時をもちたてている格好である。次項③で詳説するように、延光兄弟と朝成とは、たんに母の兄という以上の親しい関係にあった。そこ

から、朝成と斎敏の関係が繋がってくるわけだし、文範と繋がるのも延光の存在によってなのである。

この詩宴におけるキーパースンは、延光であるといつてよい。前項とあわせみれば、済時を盟主とする白河院の遊宴が延光の存在によって大きく支えられていた事情がみえてくるであろう。

延光の影響が想定されることによって延光と深い関係にある順がこの場であり、詩序をつくる栄えを得ている理由が了解できるのである。

ところで、順は、この詩宴の席に「病後匍匐」して出てきたという。順が自分の病についてふれている記事には、次の二つがある。

- ① そもそも、なしつほには、ならのみやこのふるうたよみときえらひたてまつりし時には、すこしくれ竹のよこもりて行末をたのむおりふしも侍き、今は草のいほりに、なにはのうらのあしのけにのみわつらひこもり侍は、すへてわれ舟のひく人もなきさにすてをかれたらんこゝちなむしける、しかるうちにもこのとしころは

しらけゆくかみには霜のおきなくきことの葉もみなかれはてにけり  
〔源順集〕二四六番歌 書陵部蔵三十六人集

- ② 桑榆景傾病弥忙。両脚枯細踞床行。雙鬢衰哀臨鏡大都一年三四度无<sub>二</sub>年不<sub>三</sub>纏<sub>二</sub>於霧露。霧露晴少適晴日。脚不<sub>三</sub>輕便<sub>二</sub>常蹇步。卿相門前趁易<sub>レ</sub>絶。賓友席上交難<sub>レ</sub>結。（病中聞羽林藤將軍戲題夜行舍人馬養有三之絶句。兼見藤播州橋員外源進士等奉和之古調。一感一嘆。

①の記事は、規子内親王家歌合のなかにみえるもの。「天禄といふ年号はしまりてみとせのあきのなかはなる月のしものとうかのみまふたつかをきてのことなり」の条から、天禄三年(九七二)八月十八日のことと判明する。このころ順は、「あしのけ」に病んでいたというのである。

脚氣について、『和名抄』には「脚氣、一云脚病、俗云阿之乃介」とあり、『字類抄』には「脚病カクビヤウ」とある。現今の脚氣であるという説が有力である。<sup>(註9)</sup>脚氣の主要症状には、知覚、運動などの神経系統の症状、心臓、脈拍、血圧など循環器系統の症状、およびむくみ、筋肉痛など一般組織系統の症状、の三系統の症状を呈するという。脚氣患者の約半数は、脚のふくらはぎが緊張して堅くなり、痛みを訴えるともいう。<sup>(註10)</sup>

①の八月にたいして、本詩序は同年の閏二月のことであるから、「病後匍匐」というのは、「あしのけ」による病であったとみてよい。

②は、「羽林藤將軍」(藤原為光であろう)らが作った「夜行舎人鳥養有三」と題する絶句をみて、「病中」であった順が、後に作ったものである。脚は痩せ細って「踞床行」という日常だが、「霧露」すなわち病氣にまつわれて、気分がすぐれず、たまたま気分がよくても、脚が重く、ひきずらなければならぬありさまであるといふ。

どうやら、②の「病」もまた「あしのけ」であるとみられる。②

の成立は、天禄年間と推定されるが、本詩序や①の記事との照応からみて、天禄三年前後とみてよいのではないか。

ふたたび、本詩序にもどるならば、順は、和泉守の任はてて、いま散位の日々を送りつつ、病に冒され、老いの嘆きを深める日常にあったことがうかがえるわけである。

さて、この順の「あしのけ」の病と『うつほ物語』にみえる「あしのけ」の照応に注目し、『うつほ物語』順作者説の根拠としようとする説がある。はやく松尾聰氏は、②の鳥養有三の狂歌と次に掲出する⑥⑦の用例とを結びつけ、『うつほ物語』順作者説の一根拠としている。そこで氏は「尚、この物語には、他にも脚氣の話があつたやうに記憶してゐるが今探し出せないから保留して置く」と述べていた。<sup>(註11)</sup>

『うつほ物語』の「あしのけ」叙述が、順作者説と直結できるかどうか、即断できない。ここでは、逸脱的であるが、『うつほ物語』にみえる「あしのけ」について整理して、その特色を概括しておくことにしたい。

『うつほ物語』の「あしのけ」関連の語例としては、「かくびやう」「みだりあしの氣」「みだれあしの氣」「みだりかくびやう」「あし病む」などがある。以下、これらの用例を掲出する。<sup>(註12)</sup>

① 大将のぬし「はなはだかしこし。れいわづらひ侍かくびやうのわづらひてなむ、日ごろいとまぶみてまつりて、まいらず

侍」(さがのゑん)

② 大将「あなかしこ。れいわづらひはべるかくびやう、すべてえふみたてと、さうにまかりありきといふものもしはべらで、からくいたはりやめ侍てなん、かくだにまいり侍つる」と。(ママ)がのめん

③ 大将のきみ「はなはだかしこし。れいもわづらひ侍るかくびやうの発どうし侍りて、ひさしううちにもまいらず侍つるを、たどいまある人のつげ申つればなむ、おどろきなながらさぶらひ侍つる」とて、御物がたりし給ついでに、(さがのめん)

④ 御せうそこおほとよりあり。「まうでこむずるを、みだりあしの氣あがりて、とうざいしらずなむ。そこにをのことも侍らん。御身のかはりにはさうやくもせさせ給へ」とあり。(くらびらきの下)

⑤ 宮たち・おとどたち「いざ、かゝる所にてかくびやういたはらん」との給て、「おかしきまりのかゝりかな」と、けうあるまでまりあそばす。(國ゆづりの下)

⑥ おとどかしこまりてうけ給はりぬ。ひごろは、みだれあしの氣にや侍らむ、さらにふみたてられ侍らず、たちもうごきもし侍らぬを、(國ゆづりの下)

⑦ 宮「なをきかじと思ふなめり。まけじ。あしやむといふは、てぐるまのせんじを申くださむ」など思ふ。(國ゆづりの下)

⑧ 源中納言、さかの院にまいり給て、「みだりかくびやういたはり侍とて、いし山などにまで侍とてなん」と御物がたり申し給て、(様のうへの下)

①から④は、左大将正頼が「かくびやう(脚病)」であるというものの。①では、平中納言正明にむかつて、久しく参内しない理由を「かくびやうのわづらひてなむ」という。②も、正頼が春宮のもとを訪れたとき、久しく参内しなかった理由を問われて、いつもの脚病のせいとこたえる場面。③は、正頼が春宮のもとに参上したときの言葉。ここでも、持病の脚病のせいで参内が滞っていた理由としている。「発どう」は「発動」で、「遊仙窟注」や漢文日記にみえる語であるという。④は、涼の長女さまこそその産養に「大殿」すなわち正頼が「みだりあしの氣あがりて」不参の理由とするもの。「みだりあしの氣あがりて」とは、次に掲出する『源氏物語』の用例⑩についての新村拓氏の解説を参考にすれば、脚気による心臓衰弱の状態とみられる。(注13)

⑤は、祐澄がねらう女二の宮の警護に訪れた宮たちやおとどたちが、「かくびやういたはらむ」といって蹴鞠に興ずる場面。こは、「脚の氣をいたわらなくちゃ」とでも口訳できる冗談めかした言い方になっている。

⑥⑦は、帝(朱雀院)が讓位して、皇子の立坊をめぐって藤壺と梨壺との確執がしだいに高潮してくる場面にみえるもの。朱雀后に策謀を打ち明けられた太政大臣の忠雅が「みだれあしの氣」を理由に参上しないのが⑥であり、それにたいし、宮が「輦車の宣旨」を出してでもと考えるのが⑦である。忠雅が実際に脚気であったとみる必要はなく、脚病と称して、出歩けない理由にしているのである。

⑧は、涼が「みだりかくびやう（乱り脚病）」の平癒祈願に石山に出かけていて、嵯峨院のもとに参上できなかった理由とするところである。

こうして、『うつは物語』における脚病とその類例を一覧してみると、①～④がいずれも正頼に關して出てくること、すなわち正頼の人物造型と結びつけられていることに注目させられる。脚病であることあるいは脚病を理由とすることによって、正頼は巧妙に政争の現場から距離をおいているのである。そのことが、逆に正頼の高貴性を表現することになっている。たまたま脚病に言及したということとどまらない表現上の機能が与えられている点に注意したい。

⑥～⑧は、参上できない理由を脚病のせいにするものであるが、その観点からいえば、①～④も同じであって、脚病すなわち出歩けないというイメージのもとで使用されていることになる。

『うつは物語』の用例上の特色は、こうした点にあるが、他の作品ではどうか。物語・日記類で、目にとまった用例をあげてみると、次のとおりである。

⑨（大納言が）見給へば、「今日だにとむらひに物せんと思ひつれども、脚の気起りて、装束する事の苦しければなん。これはしるしばかり、捧げさせ給へとてなん」とあり。『落窪物語』巻三）

⑩（相木）月ごろ、方々に思し悩む御こと承り嘆きはべりながら、春のころほひより、例もわづらひはべる乱り脚病といふものところせく起こりわづらひはべりて、はかばかしく踏み立つ

ることもはべらず、月ごろに添へて沈みはべりてなむ、内裏などにも参らず、世の中跡絶えたるやうにて籠りはべる。『源氏物語』若菜下巻）

⑪（落葉宮）心地のいみじう悩ましきかな。やがてなほらぬさまにもありなむ、いとめやすかりぬべくこそ。脚の気の上りたる心地す」と押し下させたまふ。ものをいと苦しうさまさまに思すには、気ぞあがりける。『源氏物語』夕霧巻）

⑫ 病は、胸。物の怪。脚のけ。はては、ただそこはかとなくて  
物食はれぬ心地。『枕草子』「病は」の段）

⑬は、道頼が、舅の中納言のために法華八講を催した際、道頼の父が「脚の気」を理由に不参の旨を述べた文面。

⑭は、光源氏の度重なる懲瀆に柏木が「乱り脚病」を理由に家に籠もっていたと語る場面。

⑮は、夕霧が一夜、落葉宮のもとで過ごした翌日の場面。母御息所のこちらにお越しなるようにとの言葉に、物思いにとらわれ、すっかり「気あがりたる」落葉宮のありさまをいう。新村拓氏は、この条を「脚気による心臓衰弱の状態がみられる」と解説している。<sup>（注15）</sup>ただし、落葉宮が、実際に脚気による心臓衰弱をおこしたのかどうか。「心地す」とあるところからすれば、心労が原因で上気し、「脚の気」に似た症状を呈したので、足を押させているということなどはなからうか。

こうしてみると、次のような点を指摘できるであろう。

(1) 病としての「あしのけ」類は、『うつは物語』に比して他の作

品にはあまり多くみられないことが確認できる。⑨⑩などは、脚病のために参上できないとするもので、『うつほ物語』の多くの用例と同様の機能をもっている。

(2) だが、他の作品では、正頼の場合にみられるように、くりかえし利用されることによって、人物造型の一環をなすような用法は認められない。『うつほ物語』が人物造型に利用している点は注目すべき特色である。

(3) また⑩⑪のような例もあるので、脚病の具体的叙述が『うつほ物語』にのみみられるとはいえないが、『うつほ物語』では比較的脚病描写に具体的叙述をとまなう傾向があるとはいえる。

右のような観察結果が、『うつほ物語』の順作者説を支持するものであると、軽々に判断することはできないが、すくなくとも(2)のような特色があることは注目に値するだろう。

ところで、ここでさらに贅言を加える誘惑を禁じたい。

『うつほ物語』にこうした「あしのけ」類の描写の多いことは、この物語の肉体的というか即物的性格をよくあらわしているように思われる。病でいうと、『源氏物語』と対照をなすのが、「もののけ」についてである。

『うつほ物語』では、「もののけ」の用例は、わずかに次の二例であろうか。

(a) かゝるほどに、大将殿の宮あこ君、ものゝけつきて、いたくわづらふ。とかくすれどもおこたらず、このあざりにつけたて

まつれば、かしこくしていたはりやめつ。(ふきあげの下)

(b) みかどかぎりなくあはれにおぼされて、かつはものゝけにやとまでおぼせど、涙おとさせ給ことかぎりなし。(様のうへの下)

(a)は、宮あこ君に「もののけ」がついたが、忠こそ祈禱によって病気が平癒したというもの。これから忠こそは、宮あこ君を媒として貴宮に消息をおくるようになるわけである。

(b)は、この物語のクライマックス、俊蔭の故地に建てられた高殿で尚侍の弾く琴の音が、はるか宮中にまで聞こえてきて、帝が感動する場面。前田家本は、引用のとおりであるが、ここは「もののけ」と校訂して読んでもよいところ。よって、二例目に加えておく。

ところが、『源氏物語』では、「もののけ」「御もののけ」「もののけだつ」「ものけめく」といった用例の合計は、五三例にのぼる。しかも、周知のように、これらの「もののけ」が、単純な病を意味するばかりではなく、人間関係の深層を照らしたす、重要な機能を与えられていたわけであった。⑩の『枕草子』が「病は」の段で、「物の怪」を数えあげてはいるが、内的身体の病とでもいうべき「もののけ」を跳梁跋扈させている『源氏物語』と、肉体的レベルでの病を利用する『うつほ物語』との文学的特質のあざやかな差異・対照がうかがわれて興味深い。

いささか本旨を逸脱したが、以上、(2)項では、本詩宴に参集した

人々は、多く縁戚関係に連なっており、藤原済時の主催ではあるけれども、その背後で済時を盛り立てていたのは、源延光であったこと、延光の影響を想定することによって、順の参加が理解されやすいこと、詩序中の「病後匍匐」とは、当時順が病んでいた「あしのけ」であり、鳥養有三の狂歌もこの頃つくられたものであるうこと、および「うつほ物語」における「あしのけ」描写の特質について論じた。

(3) 九月尽日。於仏性院。惜秋。〔本朝文粹〕卷八

天禄元年（九七〇）から三年（九七二）までのいずれかの年の秋九月尽日に、朝成の主催する法会に参会し、法会の中に、秋を惜しむ詩宴の詩序を草した。順六〇〜六二歳の間のことである。

はじめに、本詩序の大意を示しておく。

仏性院は、藤納言が、衆生救済の大願をおこして建立したものである。その寺は、比叡山の西麓にさしはさまれ、その山は、都の東方に蹲るように位置している。

都から山にいたるまで七八里ばかり、岩の路は遠くけわしく、木陰は稀である。夏、下坂に疲れた僧は、珠の汗をふり拭い、緑の木陰をもとめ、雨の夜には、道にまよった旅人が、岩角を枕にくらい夜をあけるのを待ったものだ。

ところが、わが納言が、この仏性院を開かれてからというもの、東からも西からも、暑さを避け、雨を避け、僧も俗も人々はみなこ

の寺の創建の裨益をうけ、尊い者も卑しい者も、菩提の因縁を結ぶことができるようになった。まして季節ごとに、『法華経』の講話が催されるようになるとおさらである。腹に一眼をもった亀が海中にただよう穴のある浮木に出会って日月の光をみるように、仏の教えに遇い、普賢菩薩が六牙の白象にのり蓮のまえにあらわれて行者を守ったように、仏に守られることに疑いがない。中納言の人人に益を与えようという願いは、まことに大きいというべきである。

講筈はてて、僧が帰り、香合をおさめて、人が去つてのち、主客の中納言が語りつて云うには、今日は九月尽日ではないか。杜台卿の歳時記である『玉燭宝典』や石崇の『金谷園記』などにも、九月尽日の文章を載せることなく、その美を今日に伝えていないが、清風明月の興趣、潘安仁の「秋興賦」『文選』卷七 賦 物色）や宋玉の「九辯五首」『文選』卷十七 騷下）の言うところは、今宵に尽きる。惜しまぬわけにゆかぬ、と。すると、武衛尚書（兵衛督・大弁）の西源相公（参議）は、その言にこたえて、その意を吟詠し、すぐさま座にいるひとびとに命じて、秋を惜しむの詞を献ぜしめられた。

僕がひそかに思うには、秋は天の支配する季節のめぐりであり、惜しむというしわざは人間の行うことである。たとえ、鞞函のような堅固な関を置いて防ごうとしても、寂しい音をたてる秋風を雲の行き来する道で留めることはできないし、あの孟賁のような勇者に追いかけさせたところで、秋風を風の通り路でさえぎることはでき

ない。どうしてこの半日、残照を惜しんで、千秋の後々までも永く秋に会うことを期さないことがあるのか、というわけである。

右にみるように、本詩序は、藤納言によって創建された仏性院の所在地と、その創建によって多くの人々が恵みをうけたこと、法会の際に文事が催されるにいたった事情、ゆく秋を惜しむ趣などを内容としている。右の序のうち、

たとひ<sup>かみか</sup>楸函をもて固めとすとも 蕭瑟<sup>せうしつ</sup>を雲衢<sup>うんく</sup>に留<sup>とど</sup>め難<sup>がた</sup>し  
たとひ孟賁<sup>まうはん</sup>をして追はしむとも 何ぞ爽籟<sup>そうさい</sup>を風境<sup>ふうけい</sup>に遮らむ  
の一節は、『和漢朗詠集』(巻上 九月尽)に採録されている。

さて、本項では、詩宴の舞台となった仏性院の創建者とその所在地について最初に問題にしたい。

『親信卿記』(『大日本史料』第一編之十五所引)に

〔天延二年(九七四)四月 五日、夕、皇太后宮大夫、於仏性院  
薨逝、<sup>生年五十八云々</sup>〕

とあり、当時皇太后宮大夫の任にあった朝成が仏性院で亡くなっていることを知る。朝成の家は、三条西洞院(いわゆる鬼殿)<sup>(注10)</sup>にあり、三条中納言とよばれたが、朝成は、自邸ではなく、ここ仏性院で亡くなったわけで、朝成が仏性院と深い関係があったことを暗示している。すなわち、本詩序にいうところの「藤納言」とは朝成をさすものとみられるのである。

ところで、詩序は、「仏性院者。蓋藤納言擇勝地。発弘願。所建立也。寺挿台岳之西脚。山踞洛城之東頭」と述べているから、仏性

院は比叡山の西麓にあったとみてよい。

この仏性院の所在については、『山城名勝志』(巻十二 愛宕郡部二)に

仏性院 赤山明神南万田  
字今日仏性院

とみえている。宝曆四年(一七五四)正月に成った釈浄慧の『山城名跡巡行志』(第三)には、仏性院の「旧跡礎石尚存」と伝えてい

る。では、仏性院の所在地の手がかりとなる「赤山明神」はどこにあったか。同書は、尚齒会の創始者である「大納言年名卿山庄」について

旧跡今赤山  
明神社是也

と述べているが、また「赤山権現」の項では、

坐修学  
院村北

とある。すなわち、仁和四年(八八八)に創建され、いま京都市左京区修学院開根坊町にある赤山禅院がそれにあたる。赤山明神は「山王は東の麓をまもり此神は西麓を守り給ふとぞ」(『菟芸泥赴』第五)とあるように、西坂本の地にある比叡山の守護神であった。

右のような史料を手がかりとして、仏性院が、赤山明神の南に位置していたらしいと推定することができる。

「自城至山七八許里」とあるように、仏性院は都から比叡山までの七八里(条里制における里は、一里≒約六五四メートルであるから、五キロ程度の距離になるか)の途次にあったのである。文中に「疲下坂之僧」とあるのは、雲母坂を歩き来する僧のことをいっているのであろう

か。

ところで、比叡山の西麓には、月林寺・親林寺といった寺があつて、勸学会の舞台ともなつていたのだ<sup>(注17)</sup>。勸学会では、『法華経』の講説と阿弥陀如来の称名念仏を特色としていた。<sup>(注18)</sup>本詩序では、後者はあきらかでないが、「毎及季節講演法華」とあり、『法華経』卷八の妙莊嚴王本品および普賢菩薩勸発品による比喩がなされていることから知られるように、法華経の講説がおこなわれたことは確かである。勸学会では、法華経の講説のうちに、詩宴が行われたのだった。

論証は、じゅうぶんではないが、こうした背景のなかに、仏性院とそこにおける詩宴のことをおいてみると、そこに仏教に心を寄せ、貴族たちの新たな潮流の影響が推測されてこないだろうか。緇素あい集う仏事のうちに、詩宴のことがあるのは、そのような動向にいかにもふさわしい。

さて、この詩序における主客の「藤納言」が、藤原朝成であるとすると、本詩序の成立年時は、次のように推定されてくる。

「納言」とは、中納言のことである〔拾芥抄〕に「官位唐名部云、中納言、今世号納言」とあるが、朝成の官歴をみると、

① 天禄元年（九七〇）正月廿七任権中納言

② 天禄二年（九七二）十二月十五転正

③ 天延二年（九七四）四月五日薨

となつてゐる。厳密には、②の天禄二年（九七二）十二月以降、③

の天延二年（九七四）までの間に限定されるが、「権中納言」もまた「納言」と呼称されるとみてよいから、①の天禄元年（九七〇）以降、③の天延二年（九七四）までの間に限定されると判断するのが穩当であろう。

ところで、この期間において、「武衛尚書兩源相公」すなわち、源氏が同時に兵衛督と大弁の任にあるのは、源重光と保光をおいていない。さらに、重光・保光の官歴を整理して、両者が「武衛尚書相公」と呼称されうる時期を限定すると、

### 重光

- ① 康保元年（九六四）三月廿七日任参議
- ② 康保五年（九六八）六月十四兼右兵衛督
- ③ 天禄四年（九七三）三月廿八日右衛門督并伊予權守
- ④ 貞元二年（九七七）四月廿四日任中納言

### 保光

- ⑤ 天禄元年（九七〇）八月五日任参議、右大弁、式部大甫如元
  - ⑥ 天禄二年（九七二）十二月十五転左大弁
  - ⑦ 天元元年（九七八）十月二日任権中納言
- となるから、⑤の天禄元年（九七〇）八月以降、③の天禄四年（九七三）三月以前の九月尽日ということになる。したがって、本詩序の成立年時の可能性としては、天禄元年（九七〇）から三年（九七二）までのいずれかの年の九月尽日ということになる。

ところで、順は、すでにみたように、(1)の「秋日遊白河院。同賦秋花逐露開。」〔本朝文粹〕卷十一〕では、天禄二年（九七二）八月十

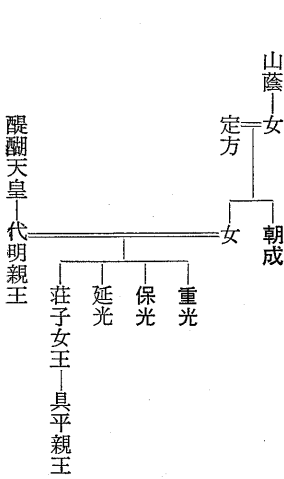


四日と推定される濟時・延光・保光らの遊興の席で、詩序を草しているのだった。天祿二年のこととすれば、翌月末に再び起用されているわけで、状況論的ではあるが、やや想定に難が残るかもしれない。また天祿元年には、朝成は正確にはまだ權中納言であったから、もっとも難の少ないのは、天祿三年（九七二）九月尽日説であるが、天祿元年から三年にいたるいずれかの九月尽日とみておくのが穩当であろう。

さて、朝成の主客とする法会に参加し、後の文事を楽しんだ重光・保光兄弟の関係を明らかにして、この詩宴のもう一面に光をあてることにしたい。

朝成は、藤原定方の六男『公卿補任』で、中納言山蔭女を母として、延喜十七年（九一七）に生まれている。

一方、源重光・保光・延光の三兄弟は、代明親王（父は醍醐天皇）



を父とし、定方女を母としている。村上天皇の麗景殿の女御で、具平親王の母である莊子女王もまた同母姉妹にあたる。

〔系図3〕に示したように、朝成と重光以下の兄弟とは、叔父と甥の關係にあたるわけである。ところで、『大和物語』の九四段は、次のような話から始まっている。

故中務の宮の北の方うせたまひてのち、ちいさき君たちをひき具して、三条右大臣殿にすみたまひけり。

すなわち、代明親王は、その北の方（定方の女）が亡くなってから、北の方の邸に移り住んだというのである。九四段は、さらに親王が、北の方の妹を妻に迎えようと思ひ、周匝もそうかんがえていたが、当時、侍従であった師尹が手紙を送っているという噂を聞き、不愉快に思つた宮は子供たちを残したまま宮邸に帰ってしまった、という。

彰考館本『願文集』七（『大日本史料』第一編之十五所引）には、延光の願文があり、その一節に

某生而七日、身早到養母之家

とあり、『大和物語』の話を裏づけている。

ところで、仮に天祿三年（九七二）現在の年齢では、朝成が五六歳、重光が五〇歳、保光が四九歳となる。つまり、朝成と重光・保光兄弟とは、叔父・甥という關係ではあるが、年齢的には、兄弟と違ってよい近さである。代明親王によって、母親の実家定方邸に残された重光・保光（さらには延光の）兄弟は、年齢的にも近い朝成とはきわめて親しい關係にあつたことが推測されることになる。

とすれば、この仏性院の仏事ののちの文興は、身内同士の親しい者の交歓風景の一齣として催されたものであることがうかがえるのではない。

では、このような親密な空気を基調とする場に、順がいるゆえんをかながえておこう。

まず、朝成と順の関係であるが、応和元年（九六一）に、順は勘解由判官の任にあること六年、時の長官に「つかれたるむまの詩」に「ながうた」をそえて身の沈淪を訴えたことがある（『順集』。その時の長官が、藤原朝成であった（『公卿補任』。順五一歳のことである。<sup>（注20）</sup>）

しかし、ここで注目しておきたいのは、順が朝成に限らず、「系図3」およびその周辺の人々（定方女を母とし、延光女を室としている濟時など）の関わる宴席にしばしば出入りしていることである。いわば、定方を祖とするグループと関係が深かったということである。いまそのことを確認するために、定方圏とでもいべきグループとの交渉の事例を列挙しておくことにしたい。

(a) 天徳三年（九五九）八月十六日（順四九歳）に行われた鬮詩（『天徳三年鬮詩行事略記』の際には、源保光・延光がそれぞれ左頭・右頭として、さらに源重光も右方の方人として名を連ねていた。じっさいの企画運営にあたっては、二人の影響力の強かったことが想定される。<sup>（注21）</sup>）

(b) 応和二年（九六二）から康保二年（九六五）まで間、順（五二歳）

五五歳）が民部丞在任のころの冬の一日、「戸部省侍郎」以下の官人たちと連れ立ち、神泉苑を訪れ、詩遊をした（『冬日於神泉苑。同賦葉下風枝疎。』『本朝文粹』巻十）が、そのときの戸部省侍郎すなわち民部大輔は、源保光であった。

(c) 康保三年（九六六）順五六歳の夏、右親衛源将軍すなわち延光が、文章博士藤原後生を招き、初めて論語を読む席にあって、詩序を草した（『夏日陪右親衛源将軍初説論語。各分一字。』『本朝文粹』巻九）

(d) 天祿二年（九七一）順六一歳の秋、白河院における濟時が主催し、源延光・保光の出席した詩宴に連なる（本稿①）。

(e) 天祿三年（九七二）順六二歳の閏二月、白河院における濟時が主催し、朝成・重光・保光・延光らが出席した桜花をめぐる詩宴に連なる（本稿②）。

(f) 天祿元年（九七〇）から天祿三年（九七二）までのいずれかの秋に、朝成の主催し、重光・保光の出席した法会のもの詩宴に連なる（本稿③）。

(g) 天延三年（九七五）順六五歳の秋か。延光邸で、探韻による和歌を詠ずる。

ちなみに、本文は次のようである。

大納言源の朝臣のひはのいへにて、きくをもてあそひて、さくりてくもしをえたり

うつろはむときやみわかんふゆのよのしもふひとつにみゆるし  
らきく

「ひのはいへ」とあることから、「枇杷大納言」と呼ばれた延光邸でのことと知れる。延光は、天延三年に任権大納言。翌四年六月に出家、十月に亡くなっているから、天延三年のことと推定されるのである。

(h) 天延四年(九七六、順六六歳)、明子のために、その子佐時に一階加えることを願う奏上文(『請殊蒙天恩、因准前例。被停所帶爵。令男右少弁佐時朝臣加一階状』、『本朝文粹』巻六・『朝野群載』巻九)を作成する。

明子をこのグループに入れることは問題があるかもしれない。明子は、敦忠の室であったが、『尊卑分脈』によると、敦忠には、延光の室となった女子がいる。母は明示されないが、あるいは明子なのではないか。延光の線で、順に奏上文を依頼することになったか、と推定してここに加えておく。なお、佐時の兄弟に佐理があり、佐理の室が文範女であったことは、本稿(2)でふれた。

(i) 貞元年間(九七六、九七八、順六六、六八歳)ころか。橘正通・慶滋保胤らと、具平親王に詩作をすすめる(七月三日。陪第七親王詠書閣。同賦弓勢月初三。応教。『本朝文粹』巻八)。

(j) 「楊貴妃帰唐帝思。李夫人去漢皇情。」(和漢朗詠集)巻七は、順が六条宮(具平親王)邸に参上して作ったものという(江談抄)。このようにしてみると、順がいかに定方を祖とするグループに近侍していたかが知られる。かれらは、順の理解者であり、支援者たちであったとみてよい。

このように、順が定方を祖とするグループに近侍していたとすると、次にこの門流の家祖説話である高藤伝説をめぐる問題が浮上してくる。この問題についてふれるに先立って、朝成について、もう少し述べることから始めたい。

朝成という人については、伊尹と蔵人の頭を競望して果たさず、伊尹に辱められたところから、怨んで悪霊となったという伝承(大鏡)『古事談』ほか)が有名であるが、音楽とくに笙と笛に堪能であったとも伝える。

ことに「笙を吹く事なむ、極めたる上手なりける」(『今昔物語集』二十八本朝付世俗・第二十三)といい、「古昔吹笙名人」(『統教訓抄』十一中)に教えあげられ、「御遊ノオリコトニカナラスメサレケリ」(『続古事談』二臣節)という。じっさい、朝成が御遊の折に笙を吹いた記録は、いくつか確かめることができる。(注22)

朝成が属文の卿相であることを、積極的に示す証拠はない。しかし、文事を主催する席にあることは、勘解由長官の経歴や詩宴に連なっている事例からかんがえて不思議ではない。

ところで、ここで注目しておきたいのは、朝成が勸修寺の長者になっ  
て  
いることである。「勸修寺旧記」の「西堂長者次第」の条には、  
中納言 朝成。自天禄比。于時中納言皇太后大夫  
とある。

勸修寺は、山科の地(現京都市山科区)にある。この地に住んでいた山城国宇治郡の大領宮道弥益の娘列子が藤原高藤に嫁し、胤子を

生んだが、のちにこの胤子が宇多天皇に入内し、醍醐天皇の母となった。その胤子の没(寛平八年(八八九六)六月二十日)後、醍醐天皇が追善のために、高藤の子定方に御監を造営させた(昌泰三年(九〇〇)ことに由来する。その定方はさらに西堂を建て、累代の一門中の官位の第一の者を氏長者とし、勸修寺を高藤流の氏寺としたのであった。この一門は、のちに為房・顕隆親子が白河院の近臣として活躍し、勸修寺家とよばれる中流貴族としての家柄を形成するようになるのだが、ここで注目したいのは、この勸修寺家の家祖説話ともいうべき高藤伝説についてである。

高藤伝説は、『世継物語(小世継)』(第五三話)、『今昔物語集』(巻二第二七話)や『勸修寺縁起』『勸修寺旧記』あるいは『高藤公絵詞』などに伝承されている。『看聞御記』にみえる『弥益大領絵』なども高藤伝説をえがいたものであろう。

その内容は、次のようなものである。

若き日の高藤が、鷹狩りにでかけ、俄雨のために宮道弥益の家に一夜宿り、そこで彼は弥益の娘(列子)と契りを結ぶ。その後、再会できないまま六年の歳月が流れる。ようやく弥益の家を訪れた高藤は、美しさを増した娘と再び逢い、一夜の契りによって生まれた娘(胤子)とともに邸に引き取り、幸せな生活を送るにいった、という。その後、二人の間には、定国と定方が生まれ、胤子は宇多天皇に入内し女御となり、のちの醍醐天皇を生む。それによって、高藤一門は栄達をとげ栄えるにいった、というものである。

ところで、この高藤伝説については、

① 散佚物語『交野の少将』の原話であり、(注24)

② この『交野の少将』の話が、『古うつほ』(後蔭巻の後蔭漂流譚に相当する部分)と接合されることによって、『今うつほ』(兼雅と後蔭女との一夜の契りと二人の隔絶、仲忠の誕生、流離と再会、幸せな生活へ、と展開する部分)が成立した。(注25)

とみる説が有力である。

朝成は、この高藤の孫にあたる。いまこの朝成が、天祿のころ一門の長者であったというのである。これは、『うつほ物語』原作者説にとっては、まことに興味深いことからである。本項ですでにみたように、順は定方を祖とする一門に近侍しているのであった。その一門の父祖伝説ともいうべき話を物語のなかにとりこむに格好の立場にあったといえようか。

しかし、高藤伝説の内容を検討してみると、ことはそうたやすく運ばないようでもある。

『交野の少将』については、論者じしんかつて論考を発表したところ(注26)がある。その後の研究の進展にもない、あらためてかんがえてみる必要を感じているが、高藤伝説そのものの成立については、池上尚一氏(注27)の詳細な検討による論者の説への支持もあり、高藤伝説↓『交野の少将』↓『今うつほ』という図式には、とくに年代的に問題があるのではないか、と思っている。

ここでは、あらたな見解をもちあわせているわけではないので、疑念の要点を整理しておくにとどめた。

この伝説は、高藤一門の輝かしい栄光の由来を語ることを主眼と

している。いわば家の神話である。こうした勸修寺家における家の神話の誕生をいつごろとみたらよいか、というところに論者の視点がある。

つまり、父祖高藤のロマンは、事実の直接的反映ではあるまいと思ふのである。この伝説の史実としての信憑性については、

① 宮道氏は山科を本拠とする豪族ではあったが、大領などではなく中下級貴族であったと推定されること。

② 高藤と列子の結婚は、高藤の青春の時などではなく、高藤は三〇歳に近かったと推定され（池上説）、すでに別の妻や子があつたとかんがえられること。

③ 胤子と宇多天皇との結婚も、天皇の即位以前、源定省時代のことであつて、胤子が更衣から女御への道歩んだのは、思いがけない幸運に支えられたものであること。

などの点で、史実との齟齬がみられ、このような家の歴史としての伝承が、早くも定方の子、朝忠や朝成の代に成立していたかどうか、問題がある。

高藤伝説の要は、身分差のある女が栄達する物語、という点にある。身分低いあるいは零落した女が、貴公子と出会い、流離あるいは試練のうちに幸せを獲得する話型を支えとしているのである。つまり、史実の枠組みのなかに、既存の物語の型がとりこまれることによつて、高藤伝説が成立したことはまちがいない。

このような勸修寺家の家の神話が成立してくるのは、どのような歴史的時点とかんがえたらよいか。

手がかりのひとつは、話型が明示しているように、一介の官人の娘が国母になるまでの幸せの物語であることである。すなわち、ここには摂関家の娘でなければ、国母となりえないような摂関体制の確立固定した時代からの憧憬が読みとれるであろう。

いまひとつは、この物語が高藤一門の繁栄の由来と事実を確認すべく成立したのではないかという点である。しだいに下降して、平安中期以降は、中流貴族におさまってしまった勸修寺家の栄光を語る伝承として機能していたとかんがえられる。

こうして視点からみるならば、いつと明示することは困難であるが、高藤伝説なるものが、はやくも朝成の時代には成立してそれが『交野の少将』の原話となつたり、『うつほ物語』のなかに取り入れられたりしたとみることに、なお慎重であるべきだということにならないだろうか。

以上、③項では、仏性院は比叡山の西麓、今の赤山禪院の南方にあつたと推定され、勸学会などに代表される新しい仏教運動の潮流との関連があるかもしれないこと、本詩序は天禄元年（九七〇）から三年（九七二）までのいずれかの九月尽日の成立であること、朝成の主催する本席に参会した重光・保光は、幼くして定方邸に引き取られて育つたので、定方の子朝成とは、ことに親しい身内関係にあつたと推測されること、順はこの定方を頂点とする縁戚関係の人々の理解と支援をうけていたらしいこと、順が『うつほ物語』の作者とすれば、高藤伝説が『うつほ物語』俊蔭巻の成立に影響を与え

ているとの説に有利ではあるが、高藤伝説の成立はいましばらく時代が下るのではないかと思われること、などを述べた。

〔注〕

- (1) 後稿において、晩年の事績としてとりあげる予定の作品と事項をあらかじめ列挙しておけば、次のとおりである。
- (2) 病中聞羽林藤將軍戯題夜行舍人鳥養有三之絶句。兼見藤播州橘員外進士等奉和之古調。一感一嘆。繼以狂歌。〔本朝文粹〕卷一。
- (3) 奉同源澄才子河原院賦 依次同人事則非改之僧院為韻 〔本朝文粹〕卷一。
- (4) 太政大臣藤原伊尹の多武峰講堂供養の際、願文を作成。〔多武峰略記〕
- (5) 從五位上に加階。〔歌仙伝〕・『順集』勅物。
- (6) 請特蒙天恩。諸国受領吏秩滿。竝臨時闕。舊吏新叙相半被拜任状〔藤原倫寧〕本朝文粹〕卷六。
- (7) 請殊蒙天恩。因准前例。依和泉国功。補淡路守闕状〔本朝文粹〕卷六。
- (8) 請殊蒙天恩。因准前例。被停所帶爵。令男右少佐任時朝臣加一階状〔本朝文粹〕卷六・『朝野群載〕卷九。
- (9) 七月三日。陪第七親王読書閣。同賦弓勢月初三。応教。〔本朝文粹〕卷八。
- (10) 菅原文時のお開行に和す。〔江談抄〕
- (11) 暮春陪上州大王池亭。同賦度水落花来。各分一字。応教。〔本朝文粹〕卷十。
- (12) 弘仁源氏本系帳を撰す。〔河海抄〕桐壺・『諸家系図纂〕
- (13) 請殊蒙天恩。依和泉国所濟。竝別功。散位次次第。被拜任伊賀伊勢等国守闕状。〔本朝文粹〕卷六。
- (14) 任能登守。〔歌仙伝〕・『順集』勅物。

(10) 永観元年卒〔歌仙伝〕・『順集』勅物

(2) 『日本紀略』・『栄花物語』月の宴。『尊卑分脈』。『公卿補任』は、『十四日』とする。

(3) こうした呼称把握は、元輔集の成立時期とからんでくるわけであるが、従来推考されてきた元輔集の成立時期と矛盾しない。すなわち「前田家本は、永観二年（九八四）藤原頼忠家の屏風歌が作歌年代の終末で、また昌子内親王を皇太后と表現している点、寛和二年七月以前の成立であろう」（『日本古典文学大辞典6』岸上慎二氏執筆）という。寛和二年は九八六年であるから、本記事は、この間に包摂されることになる。

(4) 後藤昭雄氏 白河院の御遊 『中古文学』13号（昭49・4）↓『平安朝漢文学論考』（昭56・9 桜楓社）

(5) 後藤昭雄氏 前掲（注4）書。

(6) 『康平記』〔平定家朝臣記〕による。『康平記』にこの記述があることは、『角川日本地名大辞典26 京都府上巻』角川書店 昭57・7）が指摘している。菅原定義が、関路と林池に注目しているのは、本文で次に掲げた『和漢朗詠集』の一節の影響があるかもしれない。

(7) 訓みは、大曾根章介・堀内秀晃氏校注『和漢朗詠集』（新潮日本古典集成）によるが、同書もまたこの「関」を逢坂の関とみている。

(8) 後藤昭雄氏 前掲（注4）書。

(9) 服部敏良氏『平安時代医学の研究』（昭和55・10再版 科学書院）

(10) 『世界大百科辞典』（平凡社）の脚気の項。

(11) 松尾聰氏 宇津保物語の研究『日本文学講座 第三巻 物語・小説篇（上）』（昭9・2 改造社）↓『平安時代物語論考』（昭43・4 笠間書院）

(12) 引用は、宇津保物語研究会編『宇津保物語 本文と索引 本文篇』（昭和48・3 笠間書院）による。

(13) 原田芳起氏校注『宇津保物語』中巻(昭44・12 角川書店) 補注  
(14) 新村拓氏『日本医療社会史の研究—古代中世の民衆生活と医療』  
(昭和60・2 法政大学出版局)

(15) 新村拓氏 前掲(注14)書。  
(16) 『二中歴』・『拾芥抄』・『古事談』など。

(17) 慶滋保胤「被分月俸建立仏堂一字状」『本朝文料』巻十二・『扶  
桑略記』応和四年三月十五日の条など。

(18) 小原仁氏 勸学会結家の浄土教信仰 『文人貴族の系譜』(昭62・  
11 吉川弘文館)

(19) 『後撰集』(巻二 春中) には次のような歌がみえるが、これも、  
延光の定方一族との近さをうかがう事例とみることができる。  
朱雀院のさくらのおもしろきことと延光朝臣のかたり侍りけれ  
ば、見るよしもあらましものをなど、むかしを思ひいでて

大将御息所

さきさかず我になつげそさくら花人つてにやはきかんと思ひし

「大将御息所」とは、定方女で、醍醐天皇の女御であった能子であ  
る。延光と能子が、定方邸でともに成長したとみることには無理が  
あるが、延光と定方女の親近をよみとることが可能である。

(20) 拙稿『源順伝』断章—安和の変前後までの順—  
『国文学科報』12号(昭59・3)

(21) 拙稿『源順伝』断章—安和の変前後までの文人としての順—  
『国文学科報』13号(昭60・3)

なお、(b)についても、本稿を参照されたい。

(22) 『大日本史料』(第一篇之十五) によれば、次のような事例をあ  
げることができる。

天慶六年(九四三)十一月十八日、朱雀院行幸に笙を吹く。

応和三年(九六三)二月二十八日、広平親王の元服の際に笙を吹  
く。

康保三年正月一日、内宴に笙を吹く。

康保三年八月十九日、殿上侍臣の楽舞御覧の際に笙を吹く。

(23) 橋本義彦氏 勸修寺流藤原氏の形成とその性格 『平安貴族社会  
の研究』(昭51・9 吉川弘文館)

(24) 後藤昭雄氏 交野少将物語についての一試論 『語文研究』25号  
(昭43・3)

(25) 野口元大氏 「交野の少将」と「うつほの俊蔭」(『源氏物語と  
その周辺—古代文学論叢第二輯』昭和46・6 武蔵野書院) ↓「俊  
蔭」の成立 『うつほ物語の研究』昭51・3 笠間書院

(26) 拙稿 「交野少将」考—その二、三の問題について— 『平安朝  
文学研究』3—1(昭46・8)

(27) 池上海一氏 説話の虚構と虚構の説話—藤原高藤説話をめぐつ  
て— 『日本文学』(昭和61・2)

\* 詩序の解釈をめぐって、柳瀬喜代志氏のご教示を得たことを記  
して感謝申し上げます。

\* 本稿は、昭和六十三年度跡見学園留学助成費による研究成果の  
一部である。